

令和5年第7回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和5年7月11日（火）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 正 木 善 昭

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

4. 出席事務職員

局 長 柏 木 幸 昌

農地係長 遠 藤 幸 廣

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

5. 会議に付した議案等

審議事項

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 4 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 報告第 5 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について

三須清一会長 ただ今から令和5年第7回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。本日は、10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

5番 宮久保 勝委員

6番 森 茂委員

よろしくお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第4号までの合計4議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」3件、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」新規1件、中間管理機構8件、所有権移転1件、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年7月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をいたします。

議案資料も1ページからとなります。

議案第1号、整理番号1番の申請地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は1,555平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の南西側約1,600mに位置しています。

位置図は、議案資料の4ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

農業経営規模を拡大するため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号、整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、借受地を含め約2.43ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻も300日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号、整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手を願います。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号1番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第1号、整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、整理番号2番の説明をいたします。

議案資料は8ページからとなります。

申請地は、〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は9,761平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の北西側約200mに位置しています。

位置図は、議案資料の11ページをご覧ください。

譲受人は〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。

近隣に所有地があり、農地の管理が容易なため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第1号、整理番号2番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で譲受人及び双方の代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約1.12ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間150日です。

トラクター、農用自動車を揃えています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号、整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある人は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号、整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」下記のとおり、申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年7月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は14ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の畑1筆、面積は1,566平方メートルの所有権を移転するものです。

太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇から北東側約450mに位置しています。

位置図は、議案書の17ページをご覧ください。

計画する太陽光発電施設は、パネル板168枚、パワーコンディショナー9台を設置し、92.40kWを発電するものです。

雨水は敷地内に自然浸透させ、施設はフェンスで囲い施錠し防犯防災に努めるとのことです。

隣接農地所有者には事業内容を説明しましたが、特に意見はありませんでした。

今後被害等があった場合には、誠意をもって対応するとのことでした。

事業に係る経費は、土地代金を含む建設費は〇円になり、全額自己資金で行う計画です。金融機関の残高証明書を確認しています。

また、小売電気事業者「株式会社エコスタイル」への売電は、20年固定で1kWあたり税抜き〇円です。

なお、電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号、整理番号1番について、調査結果を報告します。第1調査会で譲渡人及び双方の代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく、平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨、確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号、整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある人は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号1番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

引き続き、議案第2号、整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。

事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案の説明をいたします。

議案資料は52ページからとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、面積は277平方メートルを所有権移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約350mに位置しています。

位置図は、議案資料の55ページをご覧ください。

譲受人は、柏ファミリー住宅株式会社で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。申請理由は、資材置場を整備するものです。

隣接農地所有者には、土地利用計画図を提示して説明したところ、安全に配慮した工事の要望がありましたが、特に意見はありませんでした。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号、整理番号2番について調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人及び双方の代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。

申請地は、平坦地で埋立て等も必要がなく、外周を丸木、トラロープで囲い、砂利敷きで雨水は敷地内自然浸透処理します。

現地確認では、周辺の農地に影響はないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号、整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、整理番号3番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号3番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑1筆、合計面積は299平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇の北側約750mに位置しています。

位置図は、議案資料の80ページをご覧ください。

申請理由は、譲受人は、現在借家に住んでおり、養子縁組の祖母所有の土地に自己住宅を建設するものです。

計画地は平坦地で、周囲にブロック3段とフェンスを回すことで、雨水の流出等周辺農地にも影響を及ぼすことはありません。

隣接農地所有者には、建築計画について説明したところ、特に意見はありませんでした。事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第2号、整理番号3番について、調査結果を報告します。

第1調査会で、譲受人および双方の代理人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。上水は、敷地内に井戸を掘り、下水は浄化槽を経て道路埋設管に接続します。

雨水は宅内浸透処理し、隣接農地に被害が及ばないことを確認してきました。

また、資力については、金融機関からの借入れを予定しています。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

以上のことから、第1調査会では、農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号、整理番号3番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号、整理番号3番については、原案どおり許可することに決定いたしました。

次に議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

なお、整理番号4番については○委員が、整理番号5番から7番までについて、○委員が関係者となっております。

○委員及び○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限があります。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」下記のとおり、農業経営経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から、農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年7月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は95ページからとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、新規1件、中間管理機構8件、所有権移転1件です。

整理番号1番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は1,341平方メートルです。

権利の設定を受ける者は帝人ソレイユ株式会社で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇円です。

整理番号2番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,400平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリー等米〇kgです。

整理番号3番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,004平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会で転貸を受ける者は、有限会社沼南ファームで、権利を設定する者は、〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は無償です。

整理番号4番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田2筆、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は10,534平方メートルです。

権利の設定を受ける者は、公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たり粒すけ一等米〇kgです。

整理番号5番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田6筆、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は31,149平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会で、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりをコシヒカリ1等米〇kgです。

整理番号6番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田2筆、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、合計面積は10,701平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アール当たり、コシヒカリ1等米〇kgです。

整理番号7、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は3,006平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社中野ファームで、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は10年間、借賃は10アールあたりコシヒカリ1等米〇kgです。

整理番号8番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田4筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計面積は8,093平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は株式会社竹田農場で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇kgです。

整理番号9番、賃借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田1筆、面積は2,974平方メートルです。

権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

借受期間は5年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇kgです。

整理番号10番、所有権を移転する農地は、〇〇〇地先の地目1筆、面積は242平方メートル。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、川村調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約1.7ヘクタールで、農業従事日数は、社員1人が年間180日、社員1人が230日、スタッ

フ2人が100日、スタッフ1人が35日です。トラクター、管理機、草刈機等を揃えています。

整理番号2番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約14.9ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。

トラクター、コンバイン、農用自動車等を揃えています。

整理番号3番については、事務局が柏市農業委員会に調査を行った結果を基にご説明します。

転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め69.3ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間320日、スタッフ1人が280日、1人が300日です。

トラクター、コンバイン、田植機等を揃えています。

整理番号4番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約6.95ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日、妻も330日、子が310日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号5番、整理番号6番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約33.74ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間280日、妻も280日、子も280日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号7番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約0.66ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、子も150日、従業員が280日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号8番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約26.5ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間320日、妻が280日、子が300日です。

トラクター、コンバイン、田植機等を揃えています。

整理番号9番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約18.03ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、妻が200日、父が30日、母も30日、子が300日、子の妻が30日です。

トラクター、コンバイン、農用自動車等を揃えています。

整理番号10番の所有権の移転を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.52ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間230日、妻も230日、子も230日、子の妻が200日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議をしましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。以上です。

三須清一会長 これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

整理番号1番から3番及び8番から10番について、ご意見がある人は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号1番から3番及び8番から10番については、原案どおり決定することしました。

次に、整理番号4番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

（○委員退室確認）

整理番号4番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号4番については、原案どおり決定することとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室・着席を確認)

次に、整理番号5番から7番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(○委員退室確認)

整理番号5番から7番についてご意見がある委員は挙手をお願いします。

はい、正木委員。

正木善昭委員 整理番号5番の1から5番の14と、6番の1から6番の5の権利を設定する者の住所が同じですが、名前が〇〇さんと〇〇さんに分かれているのは、登記簿上所有者がこのようになっているということでしょうか。

三須清一会長 事務局わかりますか。

事務局 はい。お答えさせていただきます。正木委員が仰るとおり登記簿の所有者が別になっておりますので、このような形になっております。

三須清一会長 よろしいですか。

正木善昭委員 はい。わかりました。

三須清一会長 他にございませんか

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、整理番号5番から7番については、原案どおり決定することとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室・着席を確認)

三須清一会長 次に、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の11ページをお開きください。議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和5年7月11日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは、議案の説明をします。

議案資料は、102ページからとなります。

生産緑地の指定を受けている農地の主たる農業従事者が身体の故障により、生産緑地法第10条の規定により、買取りの申し出を市に申請するため、主たる従事者証明を求めるものです。

買取り申出を行う生産緑地は、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は558平方メートルです。

〇〇〇〇〇〇〇〇の北側約300mに位置しています。位置図は、議案資料の103ページをご覧ください。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

川村泉治調査会長 議案第4号について調査結果を報告します。

申出人立会いのもと、現地調査を行い審議しました。申し出のあった土地は、昭和43年に相続により取得し、これまでの農業の主たる従事者である申出人が管理してきましたが、身体の故障により農業に従事することが困難なことから、市に生産緑地の買取申出を行うため、「農業の主たる従事者」であることの証明を求めるものです。

故障については、医師の診断書により確認しています。

以上をもとに、第1調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断いたしました。以上です。

三須清一会長 これより議案第4号に対する質疑に入ります。ご意見がある人は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

証明をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり証明することに決定いたします。

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から5号までの5件です。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、6件受理しました。

届出事由は、貸家・貸店舗、長屋住宅、老人ホーム、排水設備用地及び進入路、住宅、貸店舗です。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、9件受理しました。

届出事由は、駐車場が2件、住宅が5件、長屋住宅が1件、宅地が1件です。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、1件受理しました。

通知の事由は所有権移転に係る所有者変更です。

報告第4号「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。

届出事由は、相続です。

報告第5号「あっせん譲受等候補者名簿の登録について」で、1件受理しました。

あっせんの状況は買受希望です。

以上です。

三須清一会長 報告第1号から5号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第7回農業委員会総会を閉会いたします。